特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯梨浜町は、国民年金関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

湯梨浜町長

公表日

令和3年10月27日

[平成31年1月 様式2]

即本样把

1 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民年金関係事務					
②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、 国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務					
③システムの名称	国民年金システム統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル名						
国民年金被保険者台帳ファイル						

国氏年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号以 下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の第31、95項※別表第一の第31、95項に係る主務省令 は未公布

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無 [実施しない]	1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠			

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康推進課		
②所属長の役職名	健康推進課長		

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 企画課 企画情報係

Tel0858-35-5304

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

682-0723

連絡先

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 健康推進課 年金保険係

Tel 0858-35-5372

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和	13年9月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和3年9月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策			
1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 されている。	施機関については、それぞれ	重点項目評価書	又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス・	テムを通じた入	手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通し	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシ	[O]接続しない(入手)	[O]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れる 2) 十分である 3) 課題が残される			
7. 特定個人情報の保管・済	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ			
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[0]	内部監査 [] 统	外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分に行ってし 3) 十分に行ってし	いる		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月2日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	蔵本 知純	瀬戸 隆行	事後	
平成27年10月2日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 健康推進課 年金保険係 ៤0858-35-5372	682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 企画課 企画係 [E10858-35-5304	事後	
平成27年10月2日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	同上	682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 健康推進課 年金保険係 ៤0858-35-5372	事後	
平成29年3月30日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、 国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理 を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格や年金受給者の管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・ 所得情報提供などの進達事務	国民年金法等の規定に則り、 国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理 を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失等の届 出事務 ②年金受給に伴う裁定請求事務 ③国民年金保険料の免除等申請事務 ④日本年金機構(年金事務所)への異動報告・ 所得情報提供などの進達事務	事後	
平成29年3月30日	5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	瀬戸 隆行	健康推進課長	事後	
平成29年3月30日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 企画課 企画係 TEL0858-35-5304	682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1 湯梨浜町役場 企画課 企画情報係 TEL0858-35-5304	事後	
平成31年3月29日	Ⅳリスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載 の追加
令和3年10月27日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	